

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 東松山桶川線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北本市下石戸六丁目三〇四番地先から 同市中丸七丁目三九二番一地先まで	北本市下石戸六丁目三〇四番地先から 同市中丸七丁目三九二番一九地先まで	区 間
一七・六六〇八三・五五	九・三八〇二四・七四	敷地の幅員 (メートル)
一一六一・二五	一一四七・五五	延長 (メートル)
首都圏中央連絡自動車道整備に係る移管		備 考